

2014年（平成26年）6月12日

藤沢市長 鈴木 恒夫 様

藤沢市個人情報保護制度
運営審議会会長 畠山 関之

固定資産の評価及び価格の決定事務に係る個人情報を目的外に利用させること及び目的外に利用させることに伴う本人通知の省略並びにコンピュータ処理について（答申）

2014年（平成25年）6月3日付けで諮問（第662号）された固定資産の評価及び価格の決定事務に係る個人情報を目的外に利用させること及び目的外に利用させることに伴う本人通知の省略並びにコンピュータ処理について次のとおり答申します。

1 審議会の結論

- (1) 藤沢市個人情報の保護に関する条例（平成15年藤沢市条例第7号。以下「条例」という。）第12条第1項第4号の規定による目的外に利用させる必要性は、「3 審議会の判断理由」(3)に述べるところにより認められる。
- (2) 条例第12条第5項の規定による目的外に利用させることに伴う本人通知を省略する合理的理由は、「3 審議会の判断理由」(3)に述べるところにより認められる。
- (3) 条例第18条の規定によるコンピュータ処理を行うことは適当であると認められる。

2 実施機関の説明要旨

実施機関の説明を総合すると、本事務の実施に当たり必要な個人情報を、目的外に利用させる必要性及び目的外に利用させることに伴う本人通知を省略する合理的理由並びにコンピュータ処理をする必要性は次のとおりである。

(1) 諮問に至った経過

健康と文化の森（慶應義塾大学湘南藤沢キャンパス周辺地区、以下「本地区」という。）は、都市計画法第18条の2（「市町村の都市計画に関する基本的な方針」により、市町村が、都市づくりの方針を住民の意見を反映しながら策定する計画）に基づき策定された藤沢市都市マスタープラン（2011年（平成23年）3月改定）において、6つの都市拠点（藤沢駅周辺、辻堂駅周辺、湘南台駅周辺、健康と文化の森、片瀬・江の島、（仮）村岡新駅周辺）の一つに位置づけられており、学術文化新産業拠点として慶應義塾大学湘南藤沢キャンパスの持つ情報・環境・医療分野等の技術集積や学術・研究機能を核に、産学公連携によるビジネス育成や国際交流の拠点をめざし、広域にわたる本市の新た

な活力創造の場を創出するとともに、新たに創出する都市拠点にふさわしい、田園空間に囲まれた環境のもと質の高い拠点空間の形成を図ることとしている。

ここにきて、平成24年3月「いずみ野線延伸の実現に向けた検討会」（神奈川県、藤沢市、慶應義塾大学、相模鉄道（株））において、寒川町倉見地区に構想がある新幹線新駅のツインシティまでの延伸をめざしつつ、湘南台駅から慶應義塾大学湘南藤沢キャンパス付近までを第1期区間として検討を進めた結果、延伸する交通システム、沿線まちづくり、事業採算性などについて方向性が示された。慶應義塾大学前には新駅の設置が構想されており、その実現のためには新駅周辺のまちづくりが前提となることから、本地区のまちづくりについて早急に検討することになった。

本地区は、都市拠点の中で唯一開発行為等が抑制される市街化調整区域内に位置していることから、平成28年度に神奈川県が予定している第7回線引き見直し（都市計画基礎調査の結果等を踏まえ概ね5年ごとに行う区域区分に関する都市計画等の決定又は変更）において、保留区域（市街化区域編入の候補地）を設定し、市街化区域への編入をめざすこととしている。

神奈川県は、平成28年度に予定している第7回線引き見直しに向けて、平成26年度上半期にかけて各市町とヒアリングを実施し素案を作成し、その後、国との事前調整を経て平成27年3月末に素案を確定、平成27年度から平成28年度上半期までの都市計画法の手続き後、変更告示を予定している。

そのスケジュールに合わせ本市としては、平成24年度より市街化区域への編入に向けた基礎調査等を実施し、平成25年度にまちづくり基本構想を策定しており、平成26年度はまちづくり基本計画の策定を行う予定である。

また、市街化区域への編入は、第7回線引き見直しにおいて保留区域を設定した後に、区画整理事業の認可もしくは地区計画の策定など市街地整備の見通しが明らかになることが必要となっている。

これらのことから、平成26年度においては、第7回線引き見直しの作業として、検討区域内の土地の面積や地権者の把握のほか、地権者の市街化区域編入の意向確認を行うためのアンケート調査や戸別訪問を実施する必要がある。また、地権者には、まちづくりの検討状況について、まちづくりニュースを作成し情報提供を行うとともに、まちづくりの勉強会・説明会を行う必要がある。そのため、土地に係る情報から土地所有者一覧（名寄せ簿）を作成し、資料の発送を行う。アンケート調査の発送作業は、西北部総合整備事務所でを行うが、回答データの集計については、解析・集計作業となるため委託業者が行う。なお、委託業者には、個人が特定される個人識別情報を除いて回答データを渡す。

区画整理事業の検討にあたっては、地番図と土地情報により土地の特定や地目別の面積集計を行うとともに、家屋図と家屋情報により家屋の特定や家屋移転補償額の算定、地番図と航空写真により事業の道路設計や区画設計の検討を行い、従前従後の地目別対照表や減歩率対照表の作成、資金計画の算定をする。

そのため、資産税課の保有する土地情報、家屋情報、地図情報を利用させることによって、検討全般の精度を高め、作業の迅速化を図ることが出来る。

以上の業務を行うことから、個人情報を利用すること及び目的に

利用させることに伴う本人通知の省略及びコンピュータ処理について藤沢市個人情報保護制度運営審議会に諮り意見を求めるものである。

(2) 個人情報を目的外利用させることについて

ア 目的外利用させる課 西北部総合整備事務所

イ 目的外に利用させる個人情報の範囲

藤沢市域内の資産税課が保有する管理情報のうち土地課税台帳及び土地補充台帳並びに家屋課税台帳及び家屋補充課税台帳に記載された遠藤及び打戻における市街化区域編入想定区域内の土地情報（約9,000件）及び家屋情報（約2,200件）並びに地番図、家屋図及び航空写真。

別表 1

調査事項	必要な個人情報
1. 土地課税台帳 土地補充課税台帳	<ul style="list-style-type: none"> ・所有者住所 ・所有者氏名 ・所在地名 ・地番（枝番） ・課税（現況）地目 ・登記地目 ・課税（現況）地積 ・登記地積
2. 家屋課税台帳 家屋補充課税台帳	<ul style="list-style-type: none"> ・所有者住所 ・所有者氏名 ・棟番号 ・所在地番 ・新築・増築の別（新增コード） ・棟数コード ・建築年月 ・種類（現況） ・用途（現況） ・構造（現況） ・地上階層（現況） ・地下階層（現況） ・1階床面積（現況） ・1階以外床面積（現況）

	<ul style="list-style-type: none"> ・合計床面積（現況） ・家屋番号 ・種類（登記） ・構造（登記） ・地上階層（登記） ・地下階層（登記） ・1階床面積（登記） ・1階以外床面積（登記） ・合計床面積（登記）
<p>3. 税務地図情報</p> <p>縮尺 1 / 2 5 0 0</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・地番図 ・家屋図（棟番号入り）（地番図と重ね合わせたもの） ・航空写真（地番図と重ね合わせたもの）

※各項目全て電子情報

ウ 個人情報を利用させることの必要性について

第7回線引き見直し及び区画整理事業費算定において利用する個人情報は、市街化区域編入検討区域内の情報約11,200件が対象となる。約11,200件にも及ぶ土地情報や家屋情報、土地を特定するための情報を収集する場合には、時間・労力・費用を膨大に費やすこととなることから、それらに代わる手段として、資産税課で保有する情報を利用させるものである。

(3) 個人情報の引渡し方法

ア 土地課税台帳及び土地補充課税台帳については、IT推進課から電子媒体(USBメモリ)により西北部総合整備事務所が受け取る。

イ 家屋課税台帳及び家屋補充課税台帳については、IT推進課から電子媒体(USBメモリ)により西北部総合整備事務所が受け取る。

ウ 税務地図情報については、資産税課が委託している業者から電子媒体(CD-R)により西北部総合整備事務所が受け取る。

(4) 個人情報を利用させることに伴う本人通知の省略について

今回収集し利用させる管理情報は、約11,200件になることから、通知すべき相手が多数で通知する費用や事務量が過分に必要となり、事務処理の効率性が著しく損なわれることから事前の個別通知は省略するものである。なお、市民に対しては、「個人情報を本人以外のものから収集し、目的外利用を行う」旨を説明会及び本市ホームページにおいて周知を図る。

(5) 包括承認について

市街化区域編入には、第7回線引き見直しの手続き後に、区画整理事業の認可または地区計画の策定が必要とされている。それらには、地権者の事業への

同意が必要であり，そのため保留区域設定後も区域内の地権者を特定し，地権者数の把握や意向を確認するために最新の情報が必要である。家屋の情報についても，区画整理事業費に大きく影響することから，最新の情報により，区画整理事業費を算定することが必要である。また，地権者には，まちづくりの進捗状況をお知らせするまちづくりニュースを作成し情報提供することや，勉強会・説明会の開催案内を送付することが必要である。そのため，区画整理事業の認可または地区計画の策定がされるまでの間は，資産税課の保有する最新の情報を利用させる必要がある。

(6) コンピュータ処理の必要性について

区画整理事業の道路設計や区画設計の検討を行うにあたり，ネットワークドライブに保存した地番図データを利用し，パソコン（情報系端末）にあるJW-CADのソフトで道路線形や区画設計を行う。このことを効率的及び迅速に行うため，コンピュータ処理が必要となる。

(7) 安全対策について

情報管理における安全対策及び日常的な処理体制については，次により個人情報保護に努める。

ア 藤沢市情報セキュリティポリシー〈基本方針〉」に基づき十分にセキュリティの確保に努める。

イ 藤沢市コンピュータシステム管理運営規程」に基づき事務処理に努める。

ウ 土地課税台帳及び土地補充課税台帳と家屋課税台帳及び家屋補充課税台帳のデータについては，IT推進課よりCSVデータで抽出してもらい，USBメモリに保存するが，保存する際には，第三者がデータを見ることのできないようにパスワードを設定した圧縮ファイル形式とし，西北部総合整備事務所がUSBメモリを受け取る。

また，USBメモリからデータを西北部総合整備事務所のネットワークドライブに保存する際には，CSVデータを圧縮フォルダに格納するとともに，当該圧縮フォルダにパスワードを設定し必要最小限の職員のみでの利用とし，USBメモリ内の当該データについては削除する。

エ 税務地図情報のデータについては，資産税課が委託している業者より，地番図はDXFデータ，家屋図（棟番号入り）はPDFデータ，航空写真はPDFデータとしCD-Rに保存して，西北部総合整備事務所が提供を受けることとする。

また，CD-Rからデータを西北部総合整備事務所のネットワークドライブに保存した後は，CD-Rについては廃棄する。

オ 本業務以外の目的で当該個人情報を使用しない。

カ 第三者への提供は行わない。

(8) 実施年月日

2014年（平成26年）6月12日以降

(9) 提出資料

ア 個人情報取扱事務届出書

3 審議会の判断理由

当審議会は、次に述べる理由により、審議会の結論(1)から(3)までの判断をするものである。

(1) 個人情報を利用させることの必要性について

第7回線引き見直し及び区画整理事業費算定において利用する個人情報は、市街化区域編入検討区域内の情報約11,200件が対象となる。約11,200件にも及ぶ土地情報や家屋情報、土地を特定するための情報を収集する場合には、時間・労力・費用を膨大に費やすこととなることから、それらに代わる手段として、資産税課で保有する情報を利用させるものである。

以上のことから判断すると、個人情報を利用させる必要性があると認められる。

(2) 個人情報を利用させることに伴う本人通知の省略について

今回収集し利用させる管理情報は、約11,200件になることから、通知すべき相手が多数で通知する費用や事務量が過分に必要となり、事務処理の効率性が著しく損なわれることから事前の個別通知は省略するものである。なお、市民に対しては、「個人情報を利用する本人以外のもので収集し、目的外利用を行う」旨を説明会及び本市ホームページにおいて周知を図る。

以上のことから判断すると、本人通知を省略する合理的理由があると認められる。

(3) 目的外に利用させること及び目的外に利用させることに伴う本人通知を省略することの包括承認について

実施機関の説明によると、区画整理事業の認可または地区計画の策定がされるまでの間は、資産税課の保有する最新の情報を利用させる必要がある、とのことだが、事業期間の終了時期の見通しがたたないため、平成28年度に神奈川県が予定している第7回線引き見直しの事業終了後までを包括承認の期間とすることを条件に承認する。

(4) コンピュータ処理について

ア コンピュータ処理の必要性について

区画整理事業の道路設計や区画設計の検討を行うにあたり、ネットワークドライブに保存した地番図データを利用し、パソコン(情報系端末)にあるJW-CADのソフトで道路線形や区画設計を行う。このことを効率的及び迅速に行うため、コンピュータ処理が必要となる。

以上のことから判断すると、コンピュータ処理の必要性が認められる。

イ 安全対策について

実施機関が説明要旨(7)アからカにおいて示す安全対策は次のとおりである。

(a) 必要最小限の担当者以外がデータにアクセスできないようにするための措置 ウ

(b) データ媒体の安全対策を高めるための措置 ウ

(c) 利用後にデータを確実に消去するための措置 エ

(d) 日常的な安全対策 ア, イ, オ, カ

以上のことから判断すると、安全対策上の措置が施されていると認められる。

以上に述べたところにより、コンピュータ処理を行うことは適当であると認められる。

以 上